

ID: 188

担当部署: 産業観光課

処分の概要	対象企業の指定変更		
例規名 根拠条項	八頭町企業立地促進条例 第7条		
例規番号	平成19年条例第41号		
<p><b>【根拠条文】</b> (対象企業の指定変更申請)</p> <p>第7条 第5条の指定を受けた企業は、次条に定める投下固定資産額及び新規常用雇用者数の規模欄に掲げる区分を変更したときは、速やかに企業立地促進奨励金交付対象企業指定変更申請書に、工場等の変更の概要を明らかにした書類及び図面並びに指定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、指定通知書に記載した指定の内容を変更したときは、企業立地促進奨励金交付対象企業指定変更通知書により、当該企業に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日